

私学をとりまく現状と課題

森田正治

◇ 私学危機が深まる

最近、私立学校（私学）の置かれている現状を端的に表す出来事が二つあった。

一つは、文部科学省による堀越学園（群馬県）への法人解散命令である（二〇一三年三月）。放漫経営への批判を差し引いても、学生が現に在籍している法人への解散命令は初めての例で、重大事と言える。経営のよくない私学は法人の判断を待たずに文科省が存廃を決めるとなれば、効率のよい私学のみが生き残っていくことになる。国の私大に対する今後の方針を暗示しているように見える。

第二は、早稲田大学の非常勤講師らが、雇用をめぐる大学の対応を不満とし、同大学の理事会を東京労働局に刑事告発した事件である。「労働契約法」の改正で「非正規労働者が五年を超えて勤務した場合、本人が希望すれば期限のさだめない勤務になる」という内容を逆手にとり、理事会側が非常勤講師に五年間での雇い止めを通告してきたことが発端である。同大学には多数の非常勤講師が在職しており、その影響の大きさが懸念される。

道内の私大に目を転じると、特に短大が苦戦を強いられている。専修大学北海道短期大学は閉校を決め、他の短大も一部の学科では定員充足率が六〇％台と低迷し、四年制への移行を決めた法人もある。四年制は札幌圏以外で苦戦する法人が多く、二五校中一二校で、大学全体での定員割れとなっている。また、一法人複数大学方式の導入を含む『大学改革実行プラン』（二〇一二年六月、文科省）により、国公立・私立の垣根を越えた、待ったなしの統廃合が今後進むと見られるが、腰の弱い中堅大学はその対象にもされず、閉校に追い込まれる可能性もある。

道内の私立高校では、少子化により在籍生徒数は数年前から三万人を切り、五三校のうち定員を充足しているのは六校（二〇一二年五月現在）のみで、経営の困難な高校が半数を占めており、この間、駒澤岩見沢高は募集停止、登別大谷高は室蘭大谷高と統合となった。また、私立中学校も、少子化により定員を充足しているのは一五校中一校で、三〇％以下が三校もある。

◇ 期限付き教員の増加

私学の経営は私学助成に大きく支えられてい

る。その根拠は「私学振興法」（一九七五年制定）で、①私学に通う生徒の保護者負担の軽減、②健全な私学教育を保障するための人件費を含む経常費補助、③奨学金支給補助——を三本柱とした助成を国と地方自治体が行うこととされる。道内の私立高校を例にとると、毎年、生徒一人に対する補助額（国の地方交付税・国庫補助十道負担分）が決定され、それに基づき、道は経常費補助（人件費が中心）と特別補助（特色ある教育内容に加算）に分けて査定し、各法人に補助する。二〇一二年度は、生徒一人当たり三四万七五七円（国三二万一一五七円十道一万九六〇〇円）と、前年比一七五〇円増となっている。

なお、民主党政権下で実現された高校授業料の無償化は、今般の安倍政権下で所得制限を設ける方向に舵を切られている。OECD加盟国は概ね公費支出が高く、教育費は無償化されている国が多いなかで、日本では教育費は家計に左右される。無償化は公立高校対象であり、私立学校には「就学支援金制度」が導入されているが、年収により補助額が三段階に分けられ、「高校教育を誰でも受けられる教育保障として社会が支えていく」という無償化の理念にはほど遠い。

ともあれ、私学助成の増額を求める請願は、経営者団体・組合・保護者団体がそれぞれ国や道に署名や要請行動を行い毎年増額されてきている。運動の重要性を再認識することが大切である。しかし、生徒数の減少から学校への助成総額は大幅に減少しており、ここ数年で二〇〇〇万円以上の減額となった学校も多い。そのため、経営の厳し

さから人件費の縮減を強める学校が大多数を占めてきている。

その表れが期限付任用教員の増加で、道内私立高校では二五％を超える学校が五三校中一八校にも上る。

期限付教員の増加は、学校現場での教員の入れ替えが頻繁になり、腰を据えた生徒指導が困難になるという問題を引き起こす。学校によっては期限付教員の業務内容に制限がつけられる場合があり、その分は任用期限のない教員の負担増になる。

また、教員給与も公立高校以上に圧縮されており、基本給はもちろん、一時金・寒冷地手当・住宅手当・通勤手当も減額されている。学校によっては、人事考課制度が導入され、教員間に不公平感が持ち込まれている。その一方で、残業が常態化し、ほとんどがサービス残業扱いされている実態もある。加えて、教員の多忙化の弊害が大きな問題になっている。多忙化の原因は教員数の減少や文書雑務の増加など様々だが、子どもに向き合う時間の減少、教員同士の連携の希薄化、精神疾患による休職教員の増加など、深刻な問題を引き起こしている。教員を取り巻く環境は年々悪化している。

◇ 私学の抱える課題

最後に、私学の抱える今日的課題として、以下の三つを挙げたい。

第一の課題は、私学助成の継続と充実である。政府や地方自治体は「安上がりな教育」を押し進

め、私学助成のあり方の検討にはいつている。経営に難点のある法人は、効率性の観点から切り捨てていく方針であろう。私学経営の安定が私学教育の質を守ることにつながると確信している。このような政策をとらせない運動と学校づくりが急がれる。

関連して、ここ数年、私学助成の道の単独補助分は、道財政の逼迫を理由に減額になっている問題がある。二〇一二年度の道単独補助は、生徒一人あたり一万九六〇〇円で、前年度比一六八八円減となった。他の都府県と比較しても大きな減額になっている。高校無償化により、公私の公費負担の格差が広がっている現状を考えると、道に増額を強く要請したい。

また、私学助成の継続と充実によって、私学の教員の環境整備、すなわち、給与の改善、身分保障（期限付きの解消）、残業の解消などを進めていく必要があるほか、保護者負担の軽減を進め、授業料軽減処置を拡充していく必要がある。特に、教育費が家計を大きく圧迫している状況と、奨学金を返済できない高校生が年々増加していることが浮き彫りになるなかでは、返済義務のない給付型奨学金の導入が急がれよう。

第二の課題は、私立高校への「日の丸」・「君が代」強制の動きである。今年六月の定例道議会で、自民党系議員が「私立学校のなかに、日の丸掲揚・君が代斉唱をしていない学校があるが、道としてどのように対応しているか」と質問したのに対し、高橋知事は「学習指導要領では、日の丸掲揚・君が代斉唱が書き込まれているので、様々な研修を

通じて徹底させたい」と答弁した。国旗・国歌の強制は、それぞれの「建学の精神」に基づく教育を実践する各私学の自主性を侵害することにつながり、重大な影響を与えかねない。

第三の課題は、「私立学校法」の二〇〇五年「改正」の影響である。同法改正の目的は、経営の透明化・明確化をはかるため、理事会、特に理事長の権限を明確にすることであったが、実態的には理事長の権限だけが強化された。その結果、独善的な学校運営のもと、教学よりも経営が優先され、合理化が進められる背景になっている。

道内では現在、専修大学北海道短期大学の解雇をめぐって裁判が起こされている。理事会が募集停止を発表し、留年生のために一年間閉校が延期されたにもかかわらず、教職員の継続雇用を打ち切り、その後の希望退職にも応じなかったとして解雇を断行したことが発端である。また、駒沢岩見沢高の募集停止をめぐっては、地元の反対にもかかわらず、閉校が既成事実化され、教職員の身分は全く保障されなかった。

私学のあり方を考えることは、ひいては日本の教育のあり方全体を考えることにつながる問題である。できるだけ広い層の人々に私学問題への感心を持ってもらえるよう、今後も引き続き発信を続けていこうと考えている。

森田正治（もりた まさはる）

小樽双葉女子学園高等学校（現在は双葉中学校・双葉高等学校）に社会科教員として三四年間在職した。